

# 宇和島市最低制限価格制度実施要領の運用について

平成25年12月19日  
改正 令和2年3月17日  
改正 令和4年3月18日

宇和島市最低制限価格制度実施要領（平成22年告示第10号。以下「要領」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を下記のとおり定めるものとする。

## 記

### 第1 最低制限価格制度の適用対象外工事（要領第2条関係）

市長が最低制限価格制度適用対象外と認める工事は、以下のとおりとする。

- (1) 設計金額の全てを見積りにより算出した工事等
- (2) その他最低制限価格を設定しないことが適当であると認められる工事

### 第2 その他

この運用は、令和4年4月1日以後に入札公告等を行う工事について適用する。